西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金交付要綱

令和７年３月31日

西予市告示第82号

(目的)

第１条　この告示は、林業経営体の森林整備の効率化と労働力の軽減を図るため、高性能林業機械のレンタル及びリース(以下「レンタル等」という。)に係る経費の一部を補助することを目的として、予算の範囲内で西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第２条　補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(１)　林業労働力の確保の促進に関する法律(平成８年法律第45号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成８年政令第153号)に基づき、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画について愛媛県の認定を受けた市内の事業体又は西予市自伐林家ネットワーク会員であること。

(２)　市税の滞納がないこと。

(３)　森林法(昭和26年法律第249号)第５条に規定する地域森林計画の市内の対象森林において、補助金の申請年度内に100立方メートル以上の素材生産(見込みを含む。)を行う者であること。

(補助対象事業)

第３条　補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が市内で実施する間伐及び森林法等の法律に基づいた伐採に伴う素材の伐倒、搬出、積込み等のため、民間のレンタル等の会社から次に掲げる高性能林業機械を借り受ける事業とする。

(１)　フォワーダ

(２)　フェラーバンチャ

(３)　ハーベスタ

(４)　プロセッサ

(５)　スキッダ

(６)　タワーヤーダ

(７)　スイングヤーダ

(８)　グラップル

(９)　前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

２　補助対象となる高性能林業機械は、前各号に掲げるもののうち２台までとする。

(補助対象経費)

第４条　補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業のレンタル等に係る経費(ベースマシン料金、基本料金、機材運搬費及び補償料を含む。)とする。ただし、国、愛媛県その他地方公共団体等による同様の補助金等の交付を受けているときは、補助対象としない。

２　補助対象とする期間は、当該年度の４月１日から翌年３月31日までとする。

(補助金の額)

第５条　補助金の額は、補助対象経費に３分の１を乗じて得た額とし、１林業経営体当たり50万円を限度とする。

２　補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除くものとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第６条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金交付申請書(様式第１号)に関係書類を添えて提出し、市長から承認を得なければならない。

２　前項の交付申請は、同一年度につき１回までとし、申請期間は当該年度の４月１日から７月31日までとする。

　(補助金の交付決定)

第７条　市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金交付決定通知書(様式第２号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第８条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときには、西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金変更承認申請書(様式第３号)に関係書類を添えて提出し、市長から承認を得なければならない。

(補助事業の変更承認)

第９条　市長は、前条の変更承認申請があった場合は、速やかにその内容等の審査及び調査を行い、適当と認めたときは、西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金変更承認通知書(様式第４号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第10条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第５号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(中止及び廃止の承認)

第11条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第６号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条　補助事業者は、事業完了後20日以内又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金実績報告書(様式第７号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条　市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金額確定通知書(様式第８号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条　前条の通知を受けた補助事業者は、西予市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金請求書(様式第９号)を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(１)　この告示の規定に違反したとき。

(２)　補助金交付の条件に違反したとき。

(３)　事業の実施方法が不適当であると認められたとき。

(４)　前３号に掲げる場合のほか、この事業の実施について不正があると認められたとき。

(補助金の返還)

第16条　市長は、交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金の返還の免除)

第17条　市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還の免除をすることができる。

(１)　災害、病気その他本人の責めに帰することができない事由により、補助事業者が補助事業を中止し、若しくは廃止し、又は第２条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(２)　前号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を要しない特別な事情があると認めたとき。

(関係書類の保管)

第18条　補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

(その他)

第19条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。